

令和3年4月27日開催

第 28 回

新ひだか町農業委員会総会議事録

新ひだか町農業委員会

第28回新ひだか町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和3年4月27日(火) 午前10時00分

2. 開催場所 三石庁舎 会議室

3. 出席委員 8 人 (欠席委員2名)

1	番	酒	井	薫	欠
2	番	山	野	幸	出
3	番	中	村	ト	出
4	番	西	村	和	出
5	番	岡	田	夫	出
6	番	安	田	悦	出
7	番	土	居	正	出
8	番	前	谷	武	欠
9	番	野	表	篤	出
10	番	金	森	靖	出

4. 出席事務局職員

事務局	久	保	敏	則
主 幹	神	谷	貴	史
主 査	石	丸	修	司
参事(兼務)	森	宗	厚	志

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第1号 農地法第18条第6項の規定に係る合意契約通知の成立状況の確認について

議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について

議案第6号 農業振興地域における農用地区域の変更等に係る意見について

議案第7号 現況証明下附願いに対する発給について

6. 会議の概要

事務局長	それでは、ご案内の時間となりましたので、令和3年4月27日招集、第28回新ひだか町農業委員会総会を開催いたします。 欠席委員の報告をいたします。1番酒井委員、8番前谷委員から欠席の届出がありました。 以上により、出席委員は定足数に達しておりますので、農業委員会法第27条第3項及び新ひだか町農業委員会会議規則第8条により、本総会が成立していることを報告いたします。 総会の開会にあたり、金森会長よりご挨拶をいただきます。
会長	挨拶
事務局長	それでは、新ひだか町農業委員会会議規則により、議長は会長が務めることとなっております。会長、よろしくお願いいたします。
議長	これより議事に入ります。まず日程第1の議事録署名委員ですが議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。 【異議なしの声あり】
議長	それでは、議事録署名委員は、7番土居委員、9番野表委員にお願いいたします。 以上で日程第1を終わります。
議長	次に日程第2の議案第1号、農地法第18条第6項の規定に係る合意解約通知の成立状況の確認について、順位1番から2番について説明して下さい。
事務局	それでは、議案第1号の議案書をご覧下さい。農地法第18条第6項の規定に係る合意解約通知の成立状況の確認については2件です。議案書をもとに説明します。
事務局	【議案第1号1番・2番を議案書をもとに説明】 順位1番は、両者合意による解約で、解約後は所有者が使用することになっております。 順位2番は、議案第5号順位4番の利用集積の関連で、両者合意により解約するものです。
議長	ただいまの説明について、地区担当農業委員から補足ありましたら説明をお願いいたします。
2番・6番	ありません。
議長	これより質疑に入ります。何かご質問ございませんか。 (質問、意見なし)
議長	なければ、議案第1号1番は事務局の説明のとおり、承認としてよろしいですか。 (異議なしの声多数)
議長	賛成多数ですので、議案第1号1番は事務局の報告どおり承認することと決定いたします。
議長	続いて、議案第1号2番は事務局の説明のとおり、承認としてよろしいですか。 (異議なしの声多数)
議長	賛成多数ですので、議案第1号2番は事務局の報告どおり承認することと決定いたします。
議長	次に議案第2号、農地法第3条の規定による許可申請についてを、議題といたします。 事務局より議案第2号1番の議案の説明をお願いいたします。
事務局	それでは、議案第2号の議案書をご覧下さい。農地法第3条の規定による許可申請については1件です。議案書をもとに説明します。
事務局	【議案第2号1番を議案書をもとに説明】 順位1番は、他界した夫に代わり農業経営していた貸主である母が高齢のため、農業の手伝いをしてきた娘が申請地を借り受け経営継承するものです。 なお、農地法第3条第2項の各号に該当しておらず、許可要件を満たしているものと思われます。以上ご審議をお願いします。

議長	ただいまの説明に関連して、地区担当農業委員から補足説明をお願いいたします。
2番	借主の娘さんは近くに住み、お父さんが亡くなる前から手伝いをしていて、頑張っってやり続けたいとやっています。
議長	ありがとうございました。これより質疑に入ります。何かご質問ございませんか。 (質問、意見なし)
議長	採決いたします。議案第2号1番について、これを許可することに異議ございませんか。 (異議なしの声多数)
議長	賛成多数ですので、議案第2号1番はこれを許可することと決定いたします。
議長	次に議案第3号、農地法第4条の規定による許可申請についてを、議題といたします。事務局より議案第3号1番の議案の説明をお願いいたします。
事務局	それでは、議案第3号の議案書をご覧下さい。農地法第4条の規定による許可申請については1件です。議案書をもとに説明します。
事務局	【議案第3号1番を議案書をもとに説明】 順位1番ですが、既存の農業用施設が手狭になってきたため、所有の農地に牛舎を新築するため申請があったものです。 なお、農業公共投資後8年以内の農地には該当しないなど、農地法第4条第1項の転用申請については転用不可の項目に該当しないことからやむを得ない転用であると思われます。 昨日、担当農業委員に現地調査を行っていただきまして、やむを得ない転用とのご意見をいただいております。
議長	ただいまの説明に関連して、地区担当農業委員から補足説明をお願いいたします。
6番	議案第3号1番については、事務局の説明のとおりです。
議長	ありがとうございました。これより質疑に入ります。何かご質問ございませんか。 (質問、意見なし)
議長	採決いたします。議案第3号1番について、これを許可相当することに異議ございませんか。 (異議なしの声多数)
議長	賛成多数ですので、議案第3号1番はこれを許可相当との意見を付して、北海道農業会議に諮問にかけ、北海道へ進達することに決定しました。
議長	次に議案第4号、農地法第5条の規定による許可申請についてを、議題といたします。事務局より議案第4号1番の議案の説明をお願いいたします。
事務局	それでは、議案第4号の議案書をご覧下さい。農地法第5条の規定による許可申請については1件です。議案書をもとに説明します。
事務局	【議案第4号1番を議案書をもとに説明】 順位1番ですが、良好な農地に改良する砂利採取のための一時転用です。 農業公共投資後8年以内の農地には該当しないなど、農地法第5条第1項の転用不可の項目に該当しないことからやむを得ない転用であると思われます。 昨日、担当農業委員に現地調査を行っていただきまして、やむを得ない転用とのご意見をいただいております。 なお、申請受付にあたっては、埋め戻し後、直ぐに播種するのではなく、数か月置いて沈んだところは補修して、平らで均一に仕上げてもらおうよう注意事項を申し上げます。
議長	ただいまの説明に関連して、地区担当農業委員から補足説明をお願いいたします。

5番	議案第4号1番については、事務局の説明のとおりです。
議長	ありがとうございました。これより質疑に入ります。何かご質問ございませんか。 (質問、意見なし)
議長	採決いたします。議案第4号1番について、これを許可相当することに異議ございませんか。 (異議なしの声多数)
議長	賛成多数ですので、議案第4号1番はこれを許可相当との意見を付して、北海道農業会議に諮問にかけ、北海道へ進達することに決定しました。
議長	次に議案第5号、農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定についてを、議案といたします。事務局より議案第5号1番の議案の説明をお願いします。
事務局	それでは、議案第5号の議案書をご覧ください。農業経営基盤強化促進法第18条の規定による決定については、所有権移転が1件、利用権設定が3件です。議案書をもとに説明します。
事務局	【議案第5号1番を議案書をもとに説明】 順位1番ですが、経営規模拡大のため隣接農地を買い受けたいものです。また、所有権を移転される方については、健康上の理由から売買したい意向をもっていただいております。なお、強化促進法第18条第3項の各要件をみたしているものと考えます。以上で議案の説明を終わります。
議長	ただいまの説明に関連して、地区担当農業委員から補足説明をお願いいたします。
2番	議案第5号1番については、事務局の説明のとおりです。
議長	ありがとうございました。これより質疑に入ります。何かご質問ございませんか。 (質問、意見なし)
議長	採決いたします。議案第5号1番の集積計画はこれを決定することに異議ございませんか。 (異議なしの声多数)
議長	賛成多数ですので、議案第5号1番の集積計画はこれを決定します。
議長	次に事務局より議案第5号2番の議案の説明をお願いいたします。
事務局	【議案第5号2番を議案書をもとに説明】 順位2番ですが、この土地については昨年12月で更新が切れまして、貸主の方から先代が森林を開墾した土地なので手放さず、どなたかいい人がいれば農地を荒らさない程度に使ってもらいたいと相談を受け探していたものです。なお、強化促進法第18条第3項の各要件をみたしているものと考えます。以上で議案の説明を終わります。
議長	地区担当農業委員欠席ですので、これより質疑に入ります。何かご質問ございませんか。 (質問、意見なし)
議長	採決いたします。議案第5号2番の集積計画は、これを決定することに異議ございませんか。 (異議なしの声多数)
議長	賛成多数ですので、議案第5号2番の集積計画は、これを決定することとします。
議長	次に事務局より議案第5号3番の議案の説明をお願いいたします。
事務局	【議案第5号3番を議案書をもとに説明】 順位3番ですが、経営規模拡大のため隣接農地を借り受けたいものです。この土地については相続農地で、所有者の方は会社員もされていることもあり、借り受けることになりました。なお、強化促進法第18条第3項の各要件をみたしているものと考えます。

	<p>以上で議案の説明を終わります。</p>
議長	<p>ただいまの説明に関連して、地区担当農業委員から補足説明をお願いいたします。</p>
7番	<p>議案第5号3番については、事務局の説明のとおりです。</p>
議長	<p>ありがとうございました。これより質疑に入ります。何かご質問ございませんか。 (質問、意見なし)</p>
議長	<p>採決いたします。議案第5号3番の集積計画は、これを決定することに異議ございませんか。 (異議なしの声多数)</p>
議長	<p>賛成多数ですので、議案第5号3番の集積計画は、これを決定することとします。</p>
議長	<p>次に事務局より議案第5号4番の議案の説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>【議案第5号4番を議案書をもとに説明】</p> <p>順位4番ですが、法人を新設して営農するために農地を借り受けたいものです。この法人については新設のため営農計画書をお配りしていますが、昨年、法人代表の方のご主人がこれまで営まれていた牧場を法人化しまして、この度、ご主人が営まれる生産牧場とは経営を分けて預託する牧場を新設するということで奥様が代表になり経営されるものです。新設の法人ではありますが、農業経営については、これまでの経験もありますし農協にも話しをしているということで問題ないと考えています。 なお、強化促進法第18条第3項の各要件をみたしているものと考えます。 以上で議案の説明を終わります。</p>
議長	<p>ただいまの説明に関連して、地区担当農業委員から補足説明をお願いいたします。</p>
2番	<p>議案第5号4番については、事務局の説明のとおりです。</p>
議長	<p>ありがとうございました。これより質疑に入ります。何かご質問ございませんか。 (質問、意見なし)</p>
議長	<p>採決いたします。議案第5号4番の集積計画は、これを決定することに異議ございませんか。 (異議なしの声多数)</p>
議長	<p>賛成多数ですので、議案第5号4番の集積計画は、これを決定することとします。</p>
議長	<p>次に、議案第6号農業振興地域における農用地区域の変更等についてを、議題といたします。事務局より、議案第6号1番の議案の説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>それでは、議案第6号の議案書をご覧ください。農業振興地域における農用地区域の変更等に係る意見については用途変更1件です。議案書をもとに説明します。</p>
事務局	<p>【議案第6号1番を議案書をもとに説明】</p>
事務局	<p>順位1番は、既存牛舎が手狭のため、牛舎を放牧地に隣接した農地に新築するもので、営農管理上、最適地であると判断し選定したものです。先ほど議案第3号1番の農地法第4条の転用で審議いただいておりますが、用途変更のため意見を求められたものです。 昨日、地区担当委員に現地調査をさせていただき、用途変更について適当であるとのこと意見をいただいております。</p>
議長	<p>ただいまの説明に関しまして、地区担当農業委員より補足説明ありませんか。</p>
6番	<p>議案第6号1番については、事務局の説明のとおりです。</p>
議長	<p>ありがとうございました。これより質疑に入ります。何かご質問ございませんか。 (質問、意見なし)</p>

議長	採決いたします。議案第6号1番について、これを適当とすることに異議ございませんか。 (異議なしの声多数)
議長	賛成多数ですので、議案第6号1番はこれを適当であると決定し、町長への意見とします。
議長	次に、議案第7号現況証明下附願いに対する発給についてを、議題といたします。事務局より、議案第7号1番の議案の説明をお願いいたします。
事務局	それでは、議案第7号の議案書をご覧ください。現況証明下附願いに対する発給については2件です。議案書をもとに説明します。
	【議案第7号1番を議案書をもとに説明】
事務局	申請地は、周囲が、宅地の連坦した都市計画区域内にある農地です。この度ここを地目整理するために証明願いが出されました。 昨日、現況調査を地区担当委員に行っていただき、今後営農作付をする見込みがないことから非農地である旨のご意見をいただいております。
議長	ただいまの説明に関連して、地区担当農業委員より補足説明ありませんか。
3番・4番	ありません。
議長	ありがとうございました。これより質疑に入ります。何かご質問ございませんか。 (質問、意見なし)
議長	採決いたします。議案第7号1番については、現況証明を発給することと決定してよろしいですか。 (異議なしの声多数)
議長	賛成多数ですので、議案第7号1番については現況証明を発給することと決定いたします。
議長	次に、議案第7号2番について議題といたします。事務局より、議案第7号2番の議案の説明をお願いいたします。
事務局	それでは、議案第7号2番の議案書をご覧ください。
	【議案第7号2番を議案書をもとに説明】
事務局	順位2番ですが、申請地は宅地に囲まれた狭隘な農地で厩舎等が建っています。この度、体調を壊し離農していることから、ここを地目整理するために証明願いが出されました。 昨日、現況調査を地区担当委員に行っていただき、申請地は住宅に囲まれており、体調不良などから、今後営農利用される見込みがないことから非農地である旨のご意見をいただいております。
議長	ただいまの説明に関連して、地区担当農業委員より補足説明ありませんか。
6番	議案第7号2番については、事務局の説明のとおりです。
議長	ありがとうございました。これより質疑に入ります。何かご質問ございませんか。 (質問、意見なし)
議長	採決いたします。議案第7号2番については、現況証明を発給することと決定してよろしいですか。 (異議なしの声多数)
議長	賛成多数ですので、議案第7号2番については現況証明を発給することと決定いたします。
議長	以上で、本日の議案の審議並びに報告事項はすべて終了いたしました。 その他の件について、委員からご発言があれば挙手をお願いいたします。

(発言なし)

議長

よろしいですか。それでは、以上をもちまして、新ひだか町農業委員会第28回総会を閉会いたします。

(終了時刻 午前10時40分)

以上のとおり、会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するためにここに署名捺印する。

令和3年4月27日(議事録調整日 令和3年5月26日)

新ひだか町農業委員会会長

㊟

議事録署名委員

㊟

議事録署名委員

㊟